

都市計画の概要について

令和4年4月15日（金）
瑞浪市 建設部 都市計画課

目次

1. 都市計画法と都市施設
2. 都市計画決定の流れ

1. 都市計画法と都市施設

都市計画法

都市計画法（昭和43年法律第百号）

第1条（目的）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与すること

第2条（都市計画の基本理念）

農林漁業との健全な調和を図りつつ、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図る

第4条（定義）

都市計画とは、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画

第11条（都市施設）

都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる

道路、都市高速鉄道、駐車場、公園、緑地、墓園、下水道、
汚物処理場、ごみ焼却場、市場、火葬場など・・・

都市計画法

都市計画法 第11条1項（都市施設）

○道路、都市高速鉄道、駐車場、公園、緑地、墓園、上下水道、ごみ焼却場、河川、市場、火葬場、流通業務団地 など

○このうち必要なものを都市計画に定めることができる

○土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置する

○道路、公園、下水道は根幹的都市施設であり、積極的に都市計画に位置付けることが望ましい

都市計画の決定権者

第15条（都市計画を定めるもの）

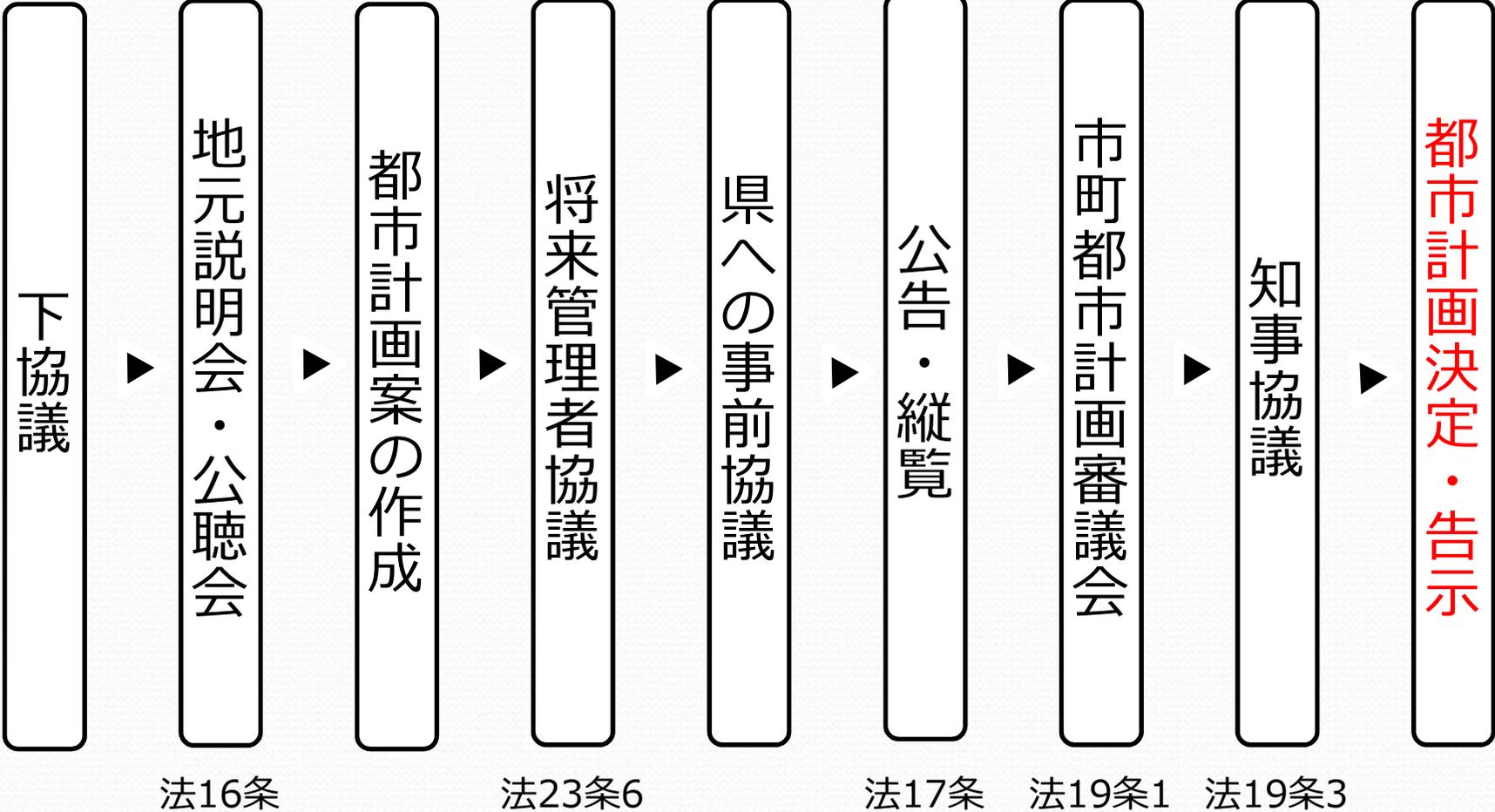
次に定める都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める
(中略)

五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設
若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

県 決 定	市 町 村 決 定
広域的な見地から決定すべき案件 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ・区域区分 ・都市再開発方針等 ・風致地区（条件有） ・一般国道 ・都道府県道 ・産業廃棄物処理施設 等 	左記以外の案件 <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域 ・特別用途地区 ・特定用途制限地域 ・防火地域、準防火地域 ・特別緑地保全地区 ・道路（一般国道、都道府県道以外） ・ごみ焼却場（産業廃棄物処理施設を除） ・市場、と畜場、火葬場 等

2. 都市計画決定の流れ

都市計画決定の流れ(市町決定)



①都市計画の案の作成まで

- 都市計画図書の作成
計画書、総括図、計画図（1/2500）等
- 
- 関係機関協議(任意)の実施
(道路管理者、河川管理者、森林法、砂防法、農地法、
交通管理者、鉄道管理者など)
- 
- 都市政策課への下協議（チェックリストに基づき確認）
- 
- 説明会、公聴会の開催による住民意見の反映
(※次ページ参照)
- 
- 案の作成

説明会、公聴会の開催

都市計画法第16条（公聴会の開催等）

都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 都市計画の案の作成の段階でも住民の意見をできるだけ反映させようという趣旨
- 説明会の開催日時及び開催場所が事前に十分周知され、かつ、都市計画の原案の内容と内容についての具体的な説明が事前に広報等により行われ、住民がこれを十分に把握し得る場合であって、住民の意見陳述の機会が十分確保されているときは、その説明会を公聴会に代わるものとして運用することも考えられる。
- 公聴会、説明会の開催等については、住民の意見を十分汲み取ることができるようにすることが求められるものであり、作成しようとする都市計画の原案や関連する情報について具体的に提示するとともに、公聴会、説明会の開催日時、開催場所、事前の広報等に配慮すべきである。

【説明会】作成した都市計画原案について、住民に説明する場

【公聴会】作成した都市計画素案について、住民が公開の場で意見陳述をする場

②都市計画案の公告・縦覧 (法17条)

- 都市計画は、都市の将来の姿を決定するものであり、住民に対する影響が極めて大きいばかりでなく、土地利用等に関し住民に義務を課し、権利を制限するものあるので、決定に当たっては、あらかじめ広く案の内容を住民及び利害関係人に知ってもらうとともに、その意見を反映させることが必要
 - 都市計画案と理由書を公告の日から2週間縦覧
 - 関係市町の住民及び利害関係人は縦覧期間中に意見書を提出することができる
- ※利害関係人とは、都市計画決定されようとしている土地の所有者等のほか、その土地の周辺の住民、決定される施設を利用しようとする者

③市町 都市計画審議会 (法19条1)

- 法の規定にもとづき、市町の都市計画に関する事項について、市町長の諮問に応じて調査・審議することを目的に設置される
- 都市計画の決定は行政の判断だけではなく、学識経験者、関係行政機関の職員、住民の代表などにより構成される都市計画審議会の調査・審議を経ておこなわれる
- 公告・縦覧時の意見書の要旨を都市計画審議会に提出し、都市計画案が審議される
- 住民等からの幅広い意見を踏まえて、公正・透明な審議を通じた判断がなされる

④知事協議 (法19条3)

- 市町都市計画審議会の審議を経た後、県知事へ協議
市・町ともに同意を要しない協議
※第十次一括法（令和2年6月10日施行）
（従前は、市→同意を要しない協議
町→同意を要する協議）
- 県知事は以下の観点から協議への回答を行う
 - ✓ 一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整
 - ✓ 県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合

⑤ 都市計画の決定・告示

- 都市計画を決定したこと及び当該図書を永久縦覧することの告示を行なう
- 告示後に県(建築事務所、土木事務所)に図書の写しを送付